

会 議 録

会議の名称	第9期 第2回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和6年6月27日(木) 17時00分から17時25分まで
開催場所	前原暫定集会施設 A会議室
出席者	<p>【委員】 〈会議室での参加〉 室岡 利明委員（会長）、佐々木 宣子委員（副会長）、戸田 重央委員、 荒井 康善委員、金塚 恵美子委員、田口 重和委員、田形 大輔委員、 林 由紀委員、石川 寿子委員、田村 忍委員、川田 義広委員、尾島 聖子委員、村松 広美委員、山本 善万委員、塚口 敏彦委員、荒木 浩 委員、浅野 貴博委員、中村 裕子委員、近江屋 哉子委員</p> <p>〈欠席〉 山崎 美喜委員、佐々木 由佳委員</p> <p>【事務局】 福祉保健部部長 福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長 福祉保健部自立生活支援課相談支援係長 小金井障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第9期 第2回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録のとおり

第9期 第2回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

(会長)

定刻となりましたので、ただいまから第2回小金井市地域自立支援協議会全体会を開催したいと思います。本日の欠席委員等を事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

本日、山崎委員、佐々木由佳委員から欠席の連絡が入っております。それから石川委員がまだ到着していないような状況となっております。小金井市地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、協議会の開催には半数以上の出席が必要となりますが、21人中18人の出席がありますので、会議が成立することを報告いたします。

(会長)

では、配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局)

本日配布しております資料は、資料1、第9期小金井市地域自立支援協議会専門部会の構成(案)。資料2、差別解消委員会関連規定。資料3、小金井市地域公共交通活性化協議会条例。それから参考資料としまして、前回の傍聴者からの意見提案シート。こちらは無記名のため、委員への参考配布にとどめ、ホームページ上の掲載はしないことといたします。配付資料は以上となります。不足等ございましたら、挙手をお願いします。

(会長)

資料等、大丈夫でしょうか。

それでは議題(1)、「専門部会の構成について」です。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1、第9期小金井市地域自立支援協議会専門部会の構成(案)をご覧ください。こちらは前回の協議で頂いた希望及び所属機関等を考慮した上で事務局が案を作成し、それをもとに会長・副会長と調整の上、部会長を選定したもの

でございます。小金井市地域自立支援協議会設置要綱第7条第2項の規定により、専門部会は会長が指名する者をもって構成するとされ、同条第5号の規定により、部会長は協議会の委員の中から会長が指名するとされておりますので、特段のご意見がなければ、資料のとおり会長から指名していただきたいと思いますが、各自割り振られた所属部会をご確認いただきまして、変更の希望があれば、本日の協議の中で調整をしていただいた後に改めて指名していただきたいと思っております。事務局からは以上です。

(会長)

事務局からの説明が終わりました。要綱の規定によりますと、専門部会の構成及び部会長につきましては、いずれも会長が指名することになっていますが、ご自身のご意向等あれば、確認した上で指名する形をとりたいと思っておりますが、所属する専門部会について構成案を見ていただきまして、ご意見等ございますか。この構成案でよろしいでしょうか。私はこの部会をやりたい、という方がいらっしゃればと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、部会長につきましては、社会参加・就労支援部会の部会長は室岡がさせていただきます。それから相談支援部会につきましては、佐々木副会長の方をお願いをしたいと思っております。障害者支援施設検討部会といたしました。これについては浅野先生の方をお願いをしたいと思っております。

では、資料のとおり指名をさせていただきますので、次回の会議はそれぞれ所属している専門部会に出席していただきたいと思っております。会場については前回配られておりますので、その会場に直接おいでいただければと思っております。宜しくお願い致します。

(会長)

では、次の議題に進みたいと思っております。議題(2)、「差別解消委員会委員の選任について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2、差別解消委員会関連規定をご覧ください。こちらは小金井市地域自立支援協議会設置要綱と、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例、いわゆる障害者差別解消条例で、それぞれの規定を抜粋したのになっております。まず、設置要綱第3条をご覧ください。本協議会の所掌事項が定められておりまして、第6号「障害者からの相談および当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関するこ

と」という規定がございます。次に同要綱第6条の2をご覧ください。第1項に「協議会の下に第3条第6号に掲げる事項の協議を調整するため差別解消委員会を設置する」と規定されております。委員会の委員については同条第2項の規定によりまして協議会の委員の中から会長が指名する予定とされているところですが、これまでの運用としましては、会長、副会長、部会長および第4条第2項第12号に規定する委員の4人の他、参加を希望する委員を指名する形をとっております。本日の全体会で希望を確認の上で指名していただきたいと思っております。

続いて、差別解消委員会の具体的な協議内容でございます。資料2の1ページの下部から始まる障害者差別解消条例をご覧ください。まず、第2条の定義につきましては、本条例で規定するところの「障害者」とは何か、「差別」とは何かといったところを参考に抜粋しております。次に、裏面に移っていただいて、第13条をご覧ください。特定相談に関する規定です。市では、障害者及びその関係者からの障害を理由とする差別に関する相談を、「特定相談」として受け付けております。特定相談を受け付けた場合は、その内容に応じまして同条第2項に掲げる対応をとっており、毎年1回対応結果について差別解消委員会に報告をしております。次の第14条及び第15条は、特定相談を受け付けた後の市の対応を規定したのですが、その結果、助言及びあっせんが必要となった場合は、第16条の規定によりまして市から地域自立支援協議会へ意見を求めることとされており、その意見について差別解消委員会において協議することとなります。ただし、平成30年10月に本条例を施行して以降、まだ地域自立支援協議会に意見を求められたという実績は無く、東京都においても類似する形態をとっておりますが、調整委員会まで付託された実績は令和元年度の1件のみとなっております。したがって、例年でいいますと年度末に近い時期にその年の実績を報告するために1回開催するというような状況になっておりますが、今期につきましては障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法、こちらが令和3年6月に改正され令和6年4月から施行されていることを受けまして、令和8年度までに条例の見直しを行う必要がありますことから、条例改正のための協議を行う予定となっておりますので、条例改正に関心のある方や具体的な協議に関わりたい方は、ぜひ差別解消委員会委員の方もお願いしたいと思っております。また、最後に設置要綱の第9条にお戻りください。1ページの方になります。謝礼についての規定です。謝礼については協議会および委員会の委員に対して支払うこととされております。専門部会については謝礼はありませんが、差別解消委員会については全体会同様に謝礼が支払われますので、参考にお伝えしておきます。

事務局からは以上となります。

(会長)

差別解消委員会の内容の方は大丈夫でしょうか。ご理解いただけましたでしょうか。理解をしていただいたということで、差別解消委員会の委員について選任することで、会長、副会長、あと部会長ですね。あと、差別解消に関する学識経験者の他に希望者がいれば選任するということをございます。学識経験の方は弁護士が入る予定なっておりますので、その他、希望者があればということをございます。協議内容としましては、事務局からご説明があったとおり差別解消条例に基づく特定相談の報告を受けたり、必要に応じて相談された案件に対する意見について協議を行うということ。また、今期については障害者差別解消条例の見直しに関する協議も予定しているということをございますので、関心のある方がいらっしゃればぜひお願いをしたいと思ひます。入っただけの方は挙手をしていただければと思ひますが、いかがでしょうか。いらっしゃらないようでしたら部会長および弁護士の先生で進めてまいりたいと思ひますが、よろしいでしょうか。では、そのように決定をさせていただきます。それでは、私と佐々木副会長、浅野委員、弁護士の先生で構成をさせていただきます。

(会長)

次に議題(3)「地域公共交通活性化協議会委員の推薦について」です。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3、小金井市地域公共交通活性化協議会条例をご覧ください。設置に関する規定、第1条にありますとおり、法に基づく地域公共交通計画の作成を行うとともに、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議等を行うために設置している協議会でございます。具体的な協議事項は、第2条の規定のとおりでございます。第3条に委員の構成が規定されております。第5号に市内の福祉関係団体の推薦する者2人以内とされておりますが、このうちの1人が地域自立支援協議会からの推薦となっております。任期については、第4条第1項の規定のとおりでございますが、現在の委員の任期は令和5年6月1日から令和7年3月31日までとなっております。令和5年6月1日から第8期の地域自立支援協議会委員のうち1名の方が協議会委員となっておりますが、改選によりまして、その委員の方が地域自立支援協議会の委員ではなくなって

しまったため、改めて第9期の委員から推薦してほしいとの依頼が来ているところがございます。新たな委員の任期としましては第4条第2項のとおり、前任者の残任期間となりますので、推薦に基づき委嘱された日から令和7年3月31日までとなります。次回の開催は8月上旬を予定しているということでありまして、6月中には新たな委員を推薦してほしいということがございます。条例設置による協議会の委員であり、その位置づけは地方公務員法上の特別職となり、資料裏面の一番下にありますとおり、日額1万円の報酬が支払われます。参考に、開催の状況としましては、年に3回から5回程度。今年度につきましては、5月27日に第1回を開催済みという状況です。開催日につきましては、平日の日中。曜日や時間帯等の規則性は無く、実施時期が近づいた段階で会長の都合を確認し、場所を確保できる日ということで開催をしていると聞いております。また、事務局を担当している所管課の希望としましては、公共交通機関に関しまして、障害当事者の目線での意見が言える人を希望しているということがございます。事務局からの説明は以上です。

(会長)

開催の時間帯は平日の日中で不規則。開催は年に3回から5回ということで、報酬は1回1万円ということがございます。障害当事者、あるいはそのご家族、支援者など、障害者の立場から、公共交通機関を利用する際の意向などを言える方が望ましいということです。委員になっていただける方は挙手をお願いします。

現時点ではいらっしゃらないようですが、6月中に推薦をしなければならないということで次回に持ち越すわけにはいきませんので、会長に一任ということでよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。事務局と調整の上推薦させていただきます。事務局を通じて個別に調整をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。地域交通活性化協議会の委員については私に一任、ということでよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは次に、議題(4)「障害者週間スペシャルイベントについて」です。まず実行委員会委員の選出について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

障害者基本法第9条の規定により、12月3日から9日までの1週間は、障害

者週間と定められております。また、国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならないとも規定されており、これに基づきまして、市では障害福祉サービス事業所の職員や公募市民などにより構成しております実行委員会と連携して啓発事業を実施しており、障害者週間中の土曜日にはスペシャルイベントを実施しております。前回配布した資料の今年度の開催予定の表ではシンポジウムという形で記載しておりますが、12月7日に開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。実行委員会ではイベントの内容を企画するイベント班と周知方法及び絵画展示や物品販売等について検討する広報・物販班にわかれて会議を行っております。スペシャルイベント当日については、午前は地域自立支援協議会が主体。午後は実行委員会が主体となって実施しますが、午前午後、一体のイベントとして円滑に実施できるよう、企画の段階から情報共有を行うため、地域自立支援協議会の委員の方にも、毎年2名実行委員会に参加していただいております。地域自立支援協議会と実行委員会、いずれにおきましても、明確に何名という規定はございませんが、可能であれば例年どおり2名選出していただければと思います。なお、実行委員会の開催は、原則として毎月第3木曜日の午後4時から1時間程度となっておりますので、その時間帯に参加可能な方を選出していただくようお願いいたします。説明は以上です。

(会長)

障害者週間スペシャルイベントについてですが、まず実行委員会についての説明が終わりました。どなたか第3木曜日の午後4時から会議に参加が可能で且つ、イベント企画段階から参加をしてみたいという方がいらっしゃればお願いしたいのですが、2名ということがございます。いかがでしょうか。

特段いらっしゃらないようなので、いつまでに決めなければならないということではない一方、情報共有のためになるべく早い段階から参加した方が良いと思います。今日から1週間ご検討いただく時間を設けさせていただきたいと思いますので、参加できる方がいらっしゃいましたら、7月4日木曜日までに自立生活支援課までご連絡をお願い出来れば、と思います。なお、期日を延ばしても決まらない場合については会長一任にさせていただいて、事務局と調整の上、選出したいと思いますが、よろしいでしょうか。その際はご協力ください。それでは、その様な形で進めさせていただきたいと思います。

次に、地域自立支援協議会の実施内容について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

先ほどもご説明いたしました、スペシャルイベント当日の午前中は地域自立支援協議会が主体となって実施しており、イベント内容の決定、進行を含めて地域自立支援協議会で行うこととなります。イベント周知用のポスター作成の都合上、イベントの内容について、本日もご協議いただきたいと思います。イベントの詳細な内容や、当日の進行等の役割分担につきましては、イベントの前に開催する最後の全体会である10月24日の協議会で改めて協議していただきたいと思いますので、本日の時点では、ポスターに記載する内容としての大まかな内容について決定していただきたいと思います。なお、参考に、これまでの実施実績としましては、令和5年度は障害者計画についての説明と、幼少期・学齢期・成人期それぞれにおける障害福祉サービスについての講演。令和4年度は合理的な配慮についての講演。令和3年度は差別解消条例の見直しの方角性についての説明と、障害当事者との対談形式の講演を実施しております、いずれの年もそのときに地域自立支援協議会が関わって進めていることに関連することについての講演等を行っております。そういった流れの中では障害者差別解消法を改正する法律が令和6年4月から施行されておりますので、法改正のポイントについての講演などが時期的には良いのかと考えているところがございます。また、事務局としまして、障害者差別解消条例に基づいて実施している特定相談につきまして周知不足を懸念している状況がございますことから、その説明・啓発についての時間をいただけると幸いですと考えております。事務局からの説明は以上です。

(会長)

実施内容についての説明が終わりました。実施内容としては、例年どおり講演会等で良いか、何か別の提案があるか。また、講演とする場合に、大枠としてのテーマは何が良いかということがございます。説明とあわせて、事務局からは、法改正のポイントというテーマと、市の条例に基づく特定相談について説明したいというような提案がありました。何かご意見等ございますか。無いようでしたら事務局から提案がありましたとおり、法改正のポイントというところと、特定相談の理解を促進する意味でこのテーマについて説明をしたいということで、大枠の内容といたしましては、以上2点についてスペシャルイベントの方で講演会を開くということによろしいでしょうか。異議はございませんか。それではこの2点。法改正のポイントと特定相談についての周知ということで決定したいと思います。

(会長)

以上であらかじめ用意された議題は終わりましたが、事務局から何かございますか。

(事務局)

特にございません。

(会長)

委員の皆様から何かございますか。無いようですのでそれでは、次第3に進みます。

(会長)

次回の開催日程について事務局からお願いします。

(事務局)

今回は7月25日、木曜日、17時から専門部会を開催します。前回配布いたしました資料の「A部会」を「社会参加・就労支援部会」、「B部会」を「相談支援部会」、「C部会」を「障害者支援施設検討部会」と今後読み替えていただければと思いますが、次回については社会参加・就労支援部会が前原暫定集会施設A会議室ということで、この会場になります。相談支援部会は前原暫定集会施設B会議室ということで、こちらの建物の2階の会議室になります。障害者支援施設検討部会は萌え木ホールB会議室ということで、第1回を開催した部屋を二つに分解し、小さい方の部屋になります。会場としては前回の建物の3階という形になります。なお、部会終了後、19時15分からを目安としまして、前原暫定集会施設A会議室におきまして、各部会長による合同部会を開催し、各部会での協議事項の報告を行いますのでよろしく願いいたします。説明は以上です。

(会長)

事務局からの説明が終わりました。今期初めての専門部会となりますので、ご自身の所属部会を改めてご確認いただきまして、お間違えのないようお願いいたします。前回配布した開催予定をご覧いただき、手帳等にご記入いただければと思います。委員の皆様からご質問等ございますか。

(会長)

意見提案シートが一つありましたので読み上げさせていただきます。「前8期協議会委員で大変お世話になり、ありがとうございました。9期協議会につきについては、市民の立場で傍聴させていただきたいと思います。委員の皆さんも一新され、大きな期待をしています。障害者計画についての内容で検討される項目に注目し、委員の皆様方に前向きな議論がなされることを、障害者の家族としても障害者の支援者の立場としても期待をしています。よろしく願います。特に障害者支援施設開設に向けての議論が進むことをとても注目しています。」ということです。前任の委員の方からご意見をいただいておりますので、皆さんよろしく願います。

(会長)

他に委員の皆様から何かございますか。それでは、第2回小金井市地域自立支援協議会全体会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。